

新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安について

「久留米シティプラザ施設使用における新型コロナウイルス感染防止策基準（会議室、展示室、スタジオ、和室、六角堂広場）」の1に基づき、新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安を下記のとおり定める。

記

新型コロナウイルス感染防止を目的とした各施設の最大使用人数の目安

施設名	ア 大声での歓声・声援、歌唱等をしていない使用	イ 大声での歓声・声援、歌唱等が想定される使用
展示室	215人	108人
展示室1	67人	33人
展示室2	66人	33人
展示室3	83人	41人
大会議室	300人	150人
大会議室1	90人	45人
大会議室2	90人	45人
大会議室3	90人	45人
中会議室	120人	60人
中会議室1	30人	15人
中会議室2	30人	15人
中会議室3	42人	21人
小会議室	60人	30人
小会議室1	21人	10人
小会議室2	18人	9人
小会議室3	21人	10人
スタジオ1	43人	21人
スタジオ2	74人	37人
スタジオ3	74人	37人
スタジオ4	47人	23人
和室	50人	25人
六角堂広場	400人	200人
六角堂広場 部分使用	使用面積を2㎡で除した人数	使用面積を4㎡で除した人数

※「大声」…観客等が(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること。

※食事を伴う催事はアとして取り扱わない。

※展示・設営物の設置等で、人と人との間隔が影響を受ける場合や運動を伴う使用の場合等は、上表に関わらず、状況に応じて、人と人との間隔を確保すること。

※展示室はシアター形式の目安、大会議室、中会議室、小会議室はスクール形式の目安である。

※楽器の練習などでマスクを着用できない場合は、上表イに関わらず、さらなる人と人との間隔の確保や換気対策をおこなうこと。

※表中の「大声での歓声・声援、歌唱等」には、六角堂広場のステージ上での演出は除く。

※イについては、人と人との間隔を十分に確保すること。

附 則（令和 2 年 5 月 25 日 2 プ施運第 27 号）

- 1 令和 2 年 5 月 25 日以降の施設使用から適用する。
- 2 （ ）は、令和 2 年 6 月 18 日までの施設使用について適用する。
- 3 この基準は、令和 2 年 5 月 25 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 12 日 2 プ施運第 41 号）

- 1 この基準は、令和 2 年 6 月 15 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 18 日 2 プ施運第 106 号）

- 1 この基準は、令和 2 年 9 月 19 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 23 日 4 プ施運第 3582 号）

- 1 この基準は、令和 4 年 12 月 28 日から施行する。